

地域公共交通実務に初めて取り組む自治体職員 への導入マニュアル

令和7年3月



国土交通省 東北運輸局・北陸信越運輸局・九州運輸局

- 地域公共交通を取り巻く環境は、人口減少や自家用車の普及、担い手不足の深刻化によって厳しさを増しています。
- 一方で、脱炭素へ向けた取り組みや、後期高齢者を中心とした運転免許証返納への対応など、地域公共交通の役割は増してきています。
- 地域公共交通活性化再生法（通称「地域交通法」）では、「市町村は主体的に地域公共交通の活性化・再生に取り組むように努めなければならない」とされているなど、地方自治体の役割が重要となっています。
- 近年は、コロナ禍を経て急速に地域公共交通の持続性が低下しており、それに対応した日本版ライドシェア等の新たな制度が数多く創設されるなど、制度面においても急速に変化しています。
- 地方自治体においても、状況の変化に即時対応していくことが求められますが、地域公共交通の専任職員は全国約8割の自治体において不在であることもあり、特に地域公共交通行政に初めて携わる自治体職員にとって、地域公共交通関係業務に対し心理的ハードルがとて高い状態にあると考えられます。
- これら状況を踏まえ、主に公共交通初任者職員の心理的ハードルを下げる趣旨で、本マニュアルを作成しました。
- 変化の激しい地域公共交通行政に取り組んでみましょう。

ステップ1

着任して
最初にすべきこと

- ①公共交通に関する事業の体系を把握しよう
- ②地域の公共交通の現状を把握しよう
- ③スケジュールを把握しよう

ステップ2

初速を伸ばす
・理解する

- ①地域の交通事業者と対話しよう
- ②公共交通に乗ってみよう
- ③さまざまなテキストに触れ、公共交通への理解を深めよう

ステップ3

羽ばたく
・深度化する

- ①研修会等に積極的に参加しよう
- ②運輸支局に相談しよう
- ③伴走してくれる人を見つけよう

番外

後任に託す

- 後任に向けた引継ぎ書作成のポイント

- 地域交通に関する事業は、大きく国土交通省所管（一部経産省と共管）と観光庁所管があります。
- 事業の体系の全体を把握し、余裕があれば各事業の概要を調べてみると理解が深まります。

取り組み分類ごとの法と補助事業の体系



法律

道路運送法等の事業法
→運行(航空、航路、鉄道、軌道、自動車)
地域交通法

補助事業

地域公共交通確保維持改善事業(公共交通のり・デザイン)



国土交通省所管地域交通法関係：地域公共交通確保維持改善事業（公共交通のリ・デザイン）※ 令和7年度に活用できる予算の内容

事業名	対象の交通手段	キーワード	
地域公共交通確保維持事業	バス、離島航路等	地域間幹線系統、地域内フィーダー系統	
地域公共交通バリア解消促進等事業	鉄道、バス、タクシー、航路等	駅、ターミナル、バリアフリー解消	
地域公共交通調査等事業	鉄道、バス、タクシー、航路等	地域公共交通計画、利便増進実施計画	
エリア一括協定運行事業	バス等	公設民営型バスネットワーク	
交通DX・GXによる経営改善支援事業	バス、タクシー、航路等	キャッシュレス、配車アプリ、EV車両	
自動運転実証調査事業	バス、タクシー等	自動運転バス、自動運転タクシー	
「交通空白」解消緊急対策事業	公共ライドシェア、日本版ライドシェア、乗合タクシー等	交通空白解消の仕組みの構築	
共創モデル実証運行事業	鉄道、バス、タクシー、航路、シェアサイクル等	地域の多様な関係者による連携・協働	
モビリティ人材育成事業	交通全般	交通やまちづくりに取り組む人材育成	
スマートモビリティ チャレンジ	日本版MaaS推進・支援事業	複数交通事業者の連携・協働	利便性向上・地域課題解決としてのMaaS
	地域新MaaS創出推進 事業【経産省所管】	自動車を用いた交通	モビリティ関連産業の新ビジネスモデル創出
地域公共交通再構築調査事業	ローカル鉄道	事実やデータによる議論で合意形成	
鉄道軌道安全輸送設備等整備事業	鉄道・軌道	安全な鉄道輸送確保のための設備更新	

- 国土交通省のWEBサイトでは、関連法や補助制度の情報を公開しています。より詳細な内容は、WEBサイトにアクセスし、最新の情報を入手してください。

- 公共交通の目指す方向性、実施している施策、「どこに」「どのような」公共交通ニーズがあり、公共交通が運行されているかを把握するために、「地域公共交通カルテ」を作成しましょう。
- 時刻表や路線図、利用状況などを整理しておくことで、問い合わせ対応にも活用できるほか、交通計画の策定等各種検討にも活用できます。

カルテに掲載する項目



居住者の状況

人口、高齢化率の状況等を国勢調査や住基台帳データから整理しましょう。



地域公共交通計画 (既存、過去計画)

計画の目標、基本的な方針、実施事業について確認しましょう。



運行補助の活用状況

国庫補助(地域間幹線系統、地域内フィーダー系統)や県補助の活用状況を整理しましょう。



協議会・会議の設置状況

地域交通法による「協議会」、道路運送法による「公共交通会議」、その他の協議会の設置状況を確認しましょう。



路線バス・コミバスの 運行状況

路線バス・コミバス等の乗合事業について、事業者名や営業所の位置、規模(人員・車両)等を把握しましょう。



タクシーの運行状況

タクシー事業について、事業者名や乗合運行の可否、営業所の位置、規模(人員・車両)等を把握しましょう。



その他の移動サービスの 状況

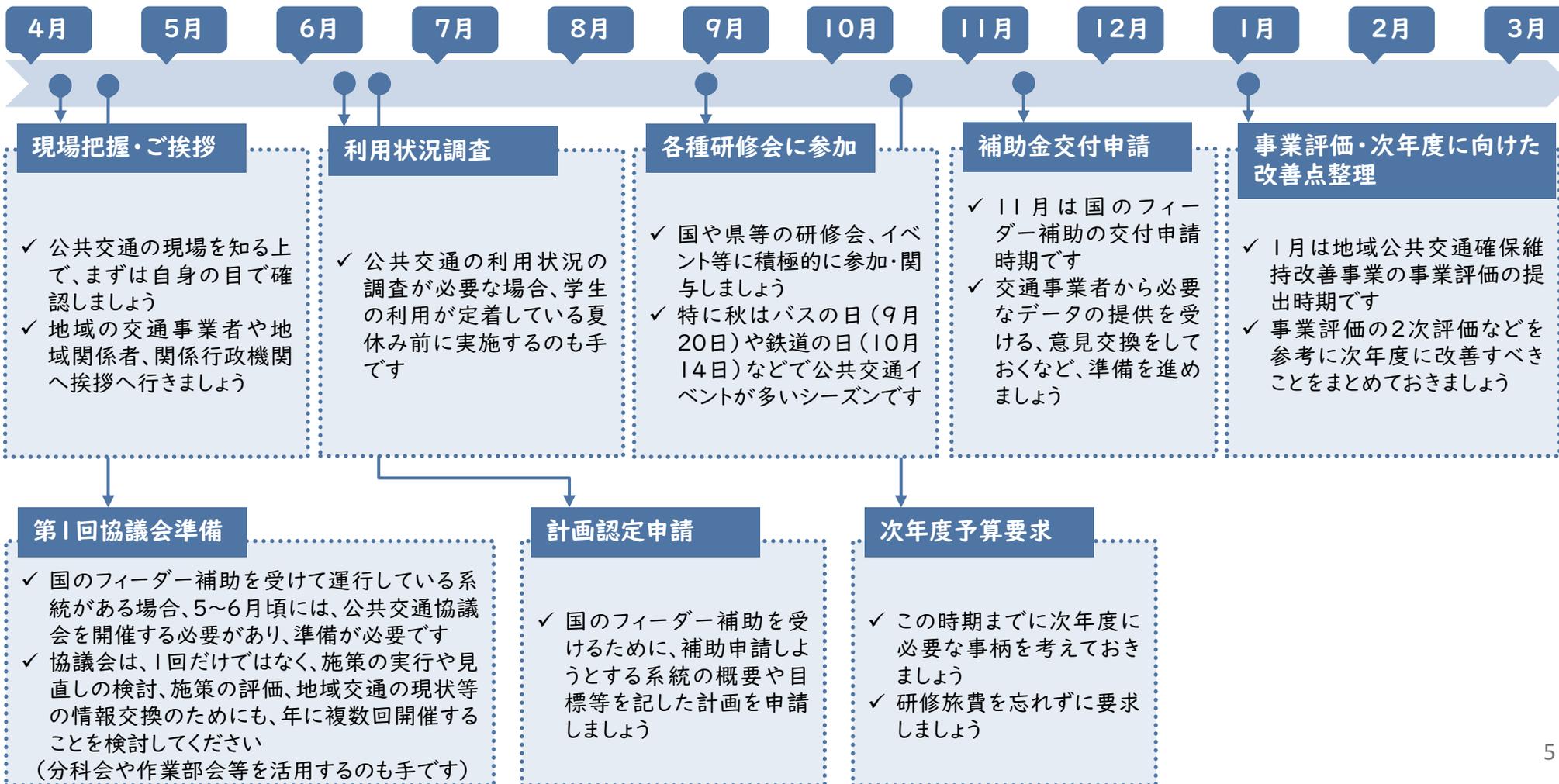
上記以外の他の移動サービス(運転代行等)の有無や車両数等を可能な範囲で整理しましょう。

カルテの作成例

令和●年●月●日 現在	
市町村名	■▲市
ホームページ	https://www.city.▲▲.l.jp
市長	●●●● 任期 平成4年●月●日から令和8年●月●日
人口・高齢化率	80,000人 (高齢化率30%)
合併	●×市、●▲町、(平成15年4月)
特徴(地勢等)	昔から工業団地があり、企業誘致が盛んである。近年、大規模な半導体企業の立地が決まり、まちづくりの大きな転機を迎えている。
交通担当部署	都市建設部 公共交通推進課 ×××××××××× 担当 者 ●●●●
地域公共交通会議	■▲市地域公共交通会議 創設 29.6.1 立地適正化計画
公共交通計画	計画の目標 目標1 公共交通を守る、目標2 地域の暮らしを維持・向上させる、目標3 促して来ている公共交通 基本的な方針 幹線・拠点間交通ネットワークの維持、協働型地域内交通の強化、公共交通の価値を高める 実施事業 拠点間交通の維持、幹線交通の維持、ターミナルの運営、地域内交通の充実、地域交通の取組支援、公共交通ICT化の推進、まちの魅力となる新しい乗り物づくり、公共交通利用促進の充実
幹線補助路線(■▲交通)	○×線(○×駅前~■▲駅) ○■線(○×駅前~○駅前)
フィーダー補助路線(■▲交通)	■▲交通 ×●線 ○×駅前~×● ■▲交通 ○▲線 ○×駅前~▲○
乗合バス型	※24年度から交付
運営形態	運送地 非営利 営利 委託 不可
有償運送運営協議会	市町村 ■▲市地域公共交通会議 社会福祉法人 ■▲市社会福祉協議会【福祉】 特定非営利活動法人 ■▲市【公共交通空白地・福祉】 公共交通空白 ■▲市【市長選有償運送(交通空白)】 R2.3.29 ■▲市 R3.7.1 ■▲市 R3.3.31 ■▲市
対象事業者	社会福祉法人 ■▲市社会福祉協議会【福祉】 R2.3.29 ■▲市 特定非営利活動法人 ■▲市【公共交通空白地・福祉】 R3.7.1 ■▲市 ■▲市【市長選有償運送(交通空白)】 R3.3.31 ■▲市
福祉担当部署	新市建設部 公共交通課 ×××××××××× 担当 者 ●●●●
高次道路	■▲自治体道路 ■▲ICG
高速道路	■▲自治体道路 ■▲ICG
鉄道	▽▽線(■▲駅)▽▽開業時からの駅。 ●●駅発着以外では、▲▲発着の上下各1便、■▲発着の上下各1便が停車。 ◎◎線(■▲-■▲) ●●~▲▲間は、1時間▲▲行と●●折り返しほぼ1本ずつの構成となっている。
高速バス	直行 ○×バス(○×ツアー) ■▲駅~■▲駅東口~▲▲ 直行 ○×ライナー(●●交通) ▲▲温泉-▲▲駅-●●駅東口
路線バス	●●乗交運 ①●●乗交運バス路線図参照 ▲▲号(旧■▲市コミュニティバス) ▲▲線(運行事業者 ●●乗交運) ●●公民館前~●●駅前~▲▲SC前~××~■▲駅前~○◎月・木曜日運行 ▲▲号(旧■▲市コミュニティバス) ●●線(運行事業者 ●●乗交運) 下村(■▲駅前~××~▲▲SC前~●●病院敷地・金曜日運行) ▲▲号(線(運行事業者 ●●タクシー) ▲▲地区交流センター(旧○◎月・木曜日運行) ▲▲号立花●●線(市町村運営有償運送 運行委託 ●●乗交運) ■▲公民館前~■▲駅前~××~▲▲SC前~●●地区交流センター(月・水・木曜日運行) ○◎線(●●乗交運) ●●タクシー 月・水・金 大人200円、小学生・障がい者手帳100円 ●●4便 ●●乗交運 ●●タクシー 月・土 100円~1,200円 ●●4便 ●●乗交運 ●●タクシー 月・土 500~700円 ▲▲4便 ●●乗交運 ●●タクシー 月・水・金 大人200円、小学生・障がい者手帳100円 ●●4便 ●●乗交運 ●●タクシー 月・水・木 大人200円、小学生・障がい者手帳100円 ■▲4便 ●●乗交運 ●●タクシー 火・木・金 大人200円、小学生・障がい者手帳100円 △△4便 ●●乗交運 ●●タクシー 火・木 大人200円、小学生・障がい者手帳100円
コミュニティバス	●●乗交運 ①●●乗交運バス路線図参照 ▲▲号(旧■▲市コミュニティバス) ▲▲線(運行事業者 ●●乗交運) ●●公民館前~●●駅前~▲▲SC前~××~■▲駅前~○◎月・木曜日運行 ▲▲号(旧■▲市コミュニティバス) ●●線(運行事業者 ●●乗交運) 下村(■▲駅前~××~▲▲SC前~●●病院敷地・金曜日運行) ▲▲号(線(運行事業者 ●●タクシー) ▲▲地区交流センター(旧○◎月・木曜日運行) ▲▲号立花●●線(市町村運営有償運送 運行委託 ●●乗交運) ■▲公民館前~■▲駅前~××~▲▲SC前~●●地区交流センター(月・水・木曜日運行) ○◎線(●●乗交運) ●●タクシー 月・水・金 大人200円、小学生・障がい者手帳100円 ●●4便 ●●乗交運 ●●タクシー 月・土 100円~1,200円 ●●4便 ●●乗交運 ●●タクシー 月・土 500~700円 ▲▲4便 ●●乗交運 ●●タクシー 月・水・金 大人200円、小学生・障がい者手帳100円 ●●4便 ●●乗交運 ●●タクシー 月・水・木 大人200円、小学生・障がい者手帳100円 ■▲4便 ●●乗交運 ●●タクシー 火・木・金 大人200円、小学生・障がい者手帳100円 △△4便 ●●乗交運 ●●タクシー 火・木 大人200円、小学生・障がい者手帳100円
デマンド交通	▲▲0便 ●●乗交運 ●●タクシー 月・水・金 大人200円、小学生・障がい者手帳100円 ●●4便 ●●乗交運 ●●タクシー 月・土 100円~1,200円 ●●4便 ●●乗交運 ●●タクシー 月・土 500~700円 ▲▲4便 ●●乗交運 ●●タクシー 月・水・金 大人200円、小学生・障がい者手帳100円 ●●4便 ●●乗交運 ●●タクシー 月・水・木 大人200円、小学生・障がい者手帳100円 ■▲4便 ●●乗交運 ●●タクシー 火・木・金 大人200円、小学生・障がい者手帳100円 △△4便 ●●乗交運 ●●タクシー 火・木 大人200円、小学生・障がい者手帳100円

タクシ	登録情報		■▲市			
	会社名	業 種	営業所	特 大	大 型	普 通
タクシ	(有)△△タクシー	本社	2	1	1	24
	(株)××タクシー	●	本社	2	1	1
	(株)○×タクシー	●	本社	2	1	2
	(有)■▲タクシー	●	本社	3	18	3
	(有)●●タクシー	●	本社	3	21	21
	(株)○◎タクシー	●	本社	2	2	12
	(有)△△タクシー	●	本社	1	8	8
	(有)■▲観光タクシー	●	本社	1	2	2
	(有)▲▲タクシー	●	本社	1	5	5
	(株)××タクシー	●	本社	1	13	13
スクールバス	(有)▽△	●	本社	1	7	7
	●●地区	○△~●●小○△中	■▲市	●●	●●	●●
	●●地区	○△~●●小○△中	■▲市	●●	●●	●●
	●●地区	○△~●●小○△中	■▲市	●●	●●	●●
	●●地区	○△~●●小○△中	■▲市	●●	●●	●●
	●●地区	○△~●●小○△中	■▲市	●●	●●	●●
	●●地区	○△~●●小○△中	■▲市	●●	●●	●●
	●●地区	○△~●●小○△中	■▲市	●●	●●	●●
	●●地区	○△~●●小○△中	■▲市	●●	●●	●●
	●●地区	○△~●●小○△中	■▲市	●●	●●	●●
乗合バス	なし					
その他	○▽▼無料送迎施設シャトル ■▲駅と▽●●を結ぶ無料シャトルバス。運行日は土曜日及び休日。 ○高齢者バス等運賃助成券 70歳以上の高齢者のみの世帯または住民税が非課税世帯の高齢者を対象に3,000円分の「安宅料」券を交付。路線バス、コミュニティバス、協会加盟タクシー、乗合タクシーなどを利用可能。 ○URR●●線利用促進協議会 2014年7月に設立。●●県、●●市、■▲市、△▲町等の自治体のほか、JR、商工団体、観光団体、及び●●線の利用者の会 23団体で構成されている。 ○都市の在り方 都市を構成する地域コミュニティごと歩いてできる範囲に生活を支える都市機能を中心とする。都市全体を支える核や他地域と連携・共生していく都市のあり方を目指している。 ○▲▲庁舎 都市計課は▲▲庁舎(旧▲▲村役所)にある。					

- 4月に着任された場合を想定した主なスケジュールを記載します。
- 国のフィーダー補助を受けて運行する路線等が地域にある（10月以降に運行予定がある）場合、6月末までに国に対して地域公共交通計画認定申請書を提出する必要があります。
- 以下のスケジュールを一例として参考にしながら、1年間のやるべきことを組み立てましょう。



- 公共交通政策に積極的な自治体ほど、関係者と顔が見える関係を構築しています。早めに関係者へ挨拶に行き、どのような場合にどの関係者へ連絡するとよいかを把握しましょう。
- 関係者は、お名前と連絡先まで把握していると実務でとても役に立ちます。挨拶に行った後は、ぜひ名前も含めて整理しておきましょう。

1. まずは、挨拶に行こう



(可能な限り)上司や前任者と一緒に、早いタイミングで行きましょう。

路線バスもタクシーも、地域公共交通事業に関わる方々には区別なく行きましょう。



2. 問題意識を共有しよう



過去からの引継ぎ事項や、いま抱えている課題についてヒアリングしましょう。



交通事業者の、民間事業であるからこそその問題点や課題を共有しましょう。

3. 定期的コミュニケーションしよう



利用状況や補助金に関すること、利用者や運転者から苦情、運転手の充足状況、その他運営に関わることなど、様々な側面でヒアリング・意見交換をしておきましょう。

公共交通政策の推進に積極的な自治体のコメント



延岡市

交通事業者には年度の早い時期に挨拶に行き、コミュニケーションを取ることで課題を知り、その後は課題解決に向けて定期的に打合せを行っています。

加賀市

直接訪問して何度も繰り返して対話をしています。1対1の個別交渉を行い信頼関係を築いています。

豊後大野市

運転者がどんな気持ちで運行しているかを知る事が大切です。現場を回る際に事業者にも挨拶に行っています。

交通事業者と対話をする際に押さえておくべき用語解説



- ✓ **路線**: 路線は、バスなどが運行できる「道路」を指し、運行するには認可が必要です。また、バス事業者で■▲線と呼称している「路線」は営業案内上の名称で、似た運行系統を束ねたもののことを呼ぶことが多いようです。
- ✓ **系統**: 運行の「経路」を指し、認可を受けていない路線上には設定できません。起点や終点、経由地、停車するバス停が異なると別の系統になります。
- ✓ **フィーダー系統、支線系統、枝線系統**: 幹線となる交通(地域間幹線バス系統や鉄道など)と接続し、地域内の移動を支える公共交通になります。
- ✓ **停留所(バス停)**: 路線上に設定している利用者が乗降出来る場所。フリー乗降区間といったバス停がない場所でも乗降出来る場所もあります。デマンド交通(区域運行)では、「ミーティングポイント(乗降地点)」と呼び、地域のゴミステーションや塀、柵などに設置される簡易なものから標柱を設置するものまでさまざまありますが、標柱を設置する場合は、バス停と同様に道路管理者や公安委員会、地権者等との調整が必要です。
- ✓ **仕業(しぎょう)、行路、交番、乗番等**: 乗務員の運行スケジュールのことを言います。
- ✓ **運行回数**: 循環系統の場合は、1循環(1便)=1回、往復系統の場合は1往復(2便)で1回と数えます。
- ✓ **実車**: 旅客の乗車が可能である区間のことで、回送は含みません。

- 地域の公共交通の実態を理解するには、実際に乗車することが一番の近道です。
- 目的意識を持って計画を立て、様々な路線・便に乗ることで路線の具体的な状況や課題が見えてくることもあります。その際、交通事業者に推奨コースを聞いたり、乗車時に利用者・運転手と会話をするもの良いでしょう。
- 使いやすい・使いたい公共交通を実現するためには、まずは自身が使いやすい・使いたいと感じるか、時間の許す限り体験してみましょう。

1. 乗車する準備をしよう

目的を決める

路線や時間帯で公共交通の需要は変化します。予め、外出目的や確認目的を設定しましょう。

検索する

路線図や時刻表、検索サイトへの対応等、情報の入手方法を検索して確認しましょう。

乗車プランを立てる

買い物、通院等の行動を想定して、乗車プラン（乗車する便、乗降場所、乗継等）を立てましょう。

チェック表を用意する

乗降者数、乗降場所を確認するためのチェック表や地図、バイナダーを用意しましょう。

2. 試乗して確認しよう

バス停環境

- バス停の環境（安全、バリアフリー等）
 - 時刻表の見やすさ、掲示有無
 - 路線表記の分かりやすさ
- 等を利用者の視点で確認しましょう。

利用状況

- 乗降場所、乗降人数、利用区間
 - 利用者の世代
 - 乗降が集中する箇所の周辺施設（目的地）
- 等をチェック表を活用して確認しましょう。

沿線状況

- 路線の経路（遠回りの有無）
 - 通行しやすさ
 - 沿線住居や生活利便施設の立地状況
 - 道路や施設整備に対応しているか
- 等を路線図や地図に書き込みましょう。

利用者/運転手意見

可能な限り、利用者や運転手に話しかけ、利用実態や不満点、課題について確認しましょう。運転手に話しかける際は、停車時や起終点等、安全上の懸念が無いようにしましょう。



公共交通政策の推進に積極的な自治体のコメント

柏崎市

若手の育成について様々な現場に出向き、手本を見せることを意識しています。現場の雰囲気や交渉の仕方を学んでもらっています。

豊後大野市

着任後、早い段階で現状を知る事が大切だと感じており、担当者は早期に現場に出て路線を回っておく事が重要です。運転士がどのような気持ちで運行しているのかを知る、また乗客と話をすることで最適解を探ることができ、その後の路線の改変などもスムーズです。



- 引き継ぎ書を読んで分からない言葉や事柄が出てきた場合、お困りの項目ごとに以下のテキストやマニュアルが役立ちます
- まずは国土交通省HP「地域公共交通に関するお役立ち情報」をブックマークし、各種情報をご覧ください
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000240.html
- 下表にもすぐに参考になるマニュアルをお困りのシーンごとにまとめています

国土交通省が作成するテキスト等

困りごと	マニュアル・テキスト名、URL
全般	「はじめての地域公共交通～公共交通担当になったら読む本～」（中部運輸局） https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/tsukuro/library/pdf/R6_nyumonsyo.pdf
	「なるほど!!公共交通の勘どころ」（九州運輸局 令和4年3月） 本編： https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/content/000272886.pdf 概要版： https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/content/000272887.pdf
道路運送法	「自治体交通担当者のための道路運送法実務マニュアル」（中部運輸局 令和6年3月） https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/tsukuro/library/pdf/R6_manual.pdf
	「自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）ハンドブック」（国土交通省物流・自動車局旅客課 令和6年10月）
フィーダー補助申請	地域公共交通確保維持改善事業 《地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金》認定申請書作成の手引き （九州運輸局 交通政策部 交通企画課）※HPの下部にあります。 https://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/m_koukatsu.html
	「フィーダー補助金のイロハ、イロハpart2」 https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoiji/hojokin.html （関東運輸局 令和6年5月）※HPの下部にあります。
地域公共交通計画	地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（第4版（令和5年10月改訂）） https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000058.html
リ・デザイン関係補助金	地域公共交通「リ・デザイン」関係予算の目的から逆引きできるサイト（国土交通省） https://www.mlit.go.jp/redesign/budget/

有識者等が作成するテキスト等



<https://kotsutorisetsu.com/>

有識者等が編集している、公共交通の初心者実務者向けの公共交通の取り組み説明書です。カテゴリごとに記事があり、不明点をピンポイントで解決するヒントがあります。



General Transit Feed Specification Japan

一般社団法人日本バス情報協会

<https://www.busdata.or.jp/>

標準的なバス情報フォーマット（GTFS-JP）に関して情報収集や、作成のためのツールが公開されています。

ステップ3

①研修会等に積極的に参加しよう

- 公共交通に関する研修会や学会等は、国や県が主催するものから、民間団体等が主催するものまで、さまざまあります。ただ、着任してすぐに研修会に参加しても、実務とリンクするイメージが付きづらいため、着任して半年程度経過し、ある程度業務に携わった後に研修会に参加するとよいでしょう。
- また、9月20日が「バスの日」、10月14日が「鉄道の日」ということもあり、秋は公共交通のイベントシーズンです。交通事業者や行政が協働して実施するイベントなどへは積極的に参加（運営側で参加する、参加者として楽しむ）して、自治体や交通事業者との関係性を深める機会としてください。
- 次年度予算要求時に研修旅費を忘れずに要求しましょう。

国土交通省が主催する研修会等

最寄りの運輸局で実施している研修や、国土交通大学校（柏研修センター）で実施している研修のほかに、各県で研修を実施している場合があります。

主催者	名称	開催時期
国土交通大学校	地域公共交通研修	年2～3回程度実施
東北運輸局	地域公共交通東北仕事人制度	—
	おでかけ交通博	例年10月頃実施
北陸信越運輸局	地域公共交通シンポジウム	例年年度末頃実施
	地域公共交通セミナー	例年年度上半期に管内各地で実施
九州運輸局	公共交通シンポジウムin九州	例年2月頃実施

民間団体等が主催する研修会

民間団体でも、研修会や人材ネットワーク構築に資する勉強会や制度があります。

主催者	概要	参照URL
地域と交通をサポートするネットワーク in Kyushu (Qサポネット)	地域公共交通に関わる方々が立場を超えて自由な意見交換を行うネットワーク	https://www.facebook.com/qsuppo
公共交通マーケティング研究会	「マーケティング」の発想を取り入れてよりよい地域公共交通をつくる活動を展開	https://trans-market.jimdofree.com/

学会等

地域公共交通に関する学術的な組織もあります。学会という研究者のみの集まりと思いがちですが、実務者の意見交換の場でもありますので、物怖じせずに参加してみましょう。

学会名等	会の概要	参照URL
日本Eビリティ・マネジメント会議	Eビリティ・マネジメントに関する全国大会を年1回開催	https://www.jcomm.or.jp/
くらしの足をみんなで考える全国フォーラム	くらしの足の問題解決のため年1回全国フォーラムを開催	https://zenkokuforum.jimdofree.com/

- 公共交通施策に積極的な自治体ほど、運輸支局とは気軽に相談できる関係を構築しているようです。特に道路運送法に関する事項や補助金等に関することは、相談することでミスの防止や円滑な業務遂行、ひいては住民サービスの向上にもつながります。
- 相談事項はあらかじめ以下のようなフォーマットに整理しておくスムーズです。
- その他、県の公共交通担当課や、研修や協議会等で知り合った自治体の担当者も、困った時に頼りになる存在です。

企画・調整部門

地域公共交通計画や協議会の運営等に関する事、補助金に関する事等、地域公共交通の維持・活性化に関する事はこちらに相談してください。

項目	具体的な内容
対象とする移動手段	陸上の公共交通全般
相談の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域公共交通計画等の策定に係ること 2. 交通サービスの運行に対する補助制度に係ること 3. その他、計画策定、新たな交通サービスの導入・車両購入等の補助制度に係ること

輸送・監査部門

バス事業の許認可や路線や系統の新設や廃止等、事業計画や運行計画の変更はこちらへ相談してください。

項目	具体的な内容
対象とする移動手段	民間路線バス、コミュニティバス、デマンド交通、公共ライドシェア（自家用有償旅客運送）、互助輸送等
相談の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通サービスの運行（新設/変更）に係ること 2. 交通事業者との対話（路線廃止/減便等）に係ること 3. 道路運送法関係法令に係ること

相談フォーマットの例

項目	
相談依頼日	
回答希望日	
件名	
対象モード	乗合バス/区域運行(デマンド)/公共ライドシェア/ その他モード
相談の種類	補助金/法令・通達/協議会・公共交通会議/地域公共交通計画関係/関係者調整/その他()
関係者	交通事業者/住民や利用者/首長/協議会委員/ 交通コンサルタント/その他()
相談者	部署名 担当者名 連絡先
内容	
回答	

- 公共交通の業務は、業務を遂行する上で、連携や協議先が多岐に渡り、特にコミュニティ交通の見直し等、定型外の政策的な業務を少人数で遂行している自治体も少なくありません。
- 職員が疲弊しては事業が進まなくなるため、伴走支援者を見つけ、一緒に進めていくことを考えてください。
- 運輸支局に事情を相談し、有識者の知恵を借りる/適切な補助事業などを活用しながら、交通を専門とするコンサルタント会社の知恵とマンパワーを借りるなどして前に進めましょう。

有識者との伴走の例

あなたが「使いたい」と思う交通をつくれ

- これからの利用対象者は「車を運転してきた人」

バス停があることが不便
タイヤがあることが不便

- 感覚は“私たち”と一緒に

おでかけの
旅程提案をすべし



いわて地域づくり支援センター 若菜先生のコメント

多くの自治体の公共交通業務に携わってきました。公共交通業務の担当者は「あなたが使いたいと思う交通を作る」ことが大切です。交通の業務を遂行する前に、ご自身で調べて乗って話して、地域の公共交通への「愛着」を育みましょう。



コンサルタントとの伴走の例

ジョブローテ行政

単年度コンサル

地元学識

- 計画策定時に複数年の予定作成
- 毎年4月に制度説明(コンサルサポート)と計画の変更確認

- 複数年度の事業を計画することにより、継続的に委託事業を発注

- 地元外の学識経験者と連携を事務局がコントロール

行政職員は数年で変わるから、複数年の計画を立てて、有識者やコンサルに継続的サポートしてもらえる体制の構築が大事(確保維持改善事業補助をうまく活用しましょう)

伴走者の確保が大事!!

担当者のコメント

バス路線を1本減らすだけでも計画上の制約が多く何からすべきか分からない事が多いです。そんな時は有識者やコンサルタントに依頼し、他自治体で実施した経験などの知恵をうまく活用することが大切です。



公共交通政策の推進に積極的な自治体のコメント

荒尾市

公共交通協議会の委員でもある大学教授のご指導に加え、公共交通に対する積極的な姿勢は、本市の公共交通施策や公共交通に対する姿勢に大いに影響しています。他地域の取り組みを紹介頂き、本市の新たな企画立案につながっています。



- あなたの異動が決まったら、またそろそろ異動する時期だと思ったら、後任職員のために引継ぎ書を作成しましょう。
- 自治体の様式が定まっている場合は、その内容に従いつつ、以下のポイントについて押さえておくといいでしょう。

1. 年間スケジュールを作成しましょう



- ✓ 後任者が4月～6月のスタートダッシュを切れるよう、「目的」、「準備に要する期間」、「関係する書類の置き場（フォルダ）」、「関係者連絡先」を簡潔にまとめておきましょう

2. 役立った手引き・マニュアルを伝えましょう



- ✓ 自身が着任時に参照したマニュアルをまとめておきましょう

3. 関係者（困った際の相談先）リストを作成しましょう



- ✓ 関係者リストは、担当者名まで記入し、関係者も異動が考えられるため上司名と担当者名セットで記録しておきましょう

4. 公共交通年表を作成し、その背景まで記録しておきましょう



- ✓ 今の仕事は全て過去の積み重ねです
- ✓ 過去に、どのような「考え」や「いきさつ」、「判断」を行ったかを記録した年表を整理し、代々引き継いでいくことで、過去の過ちを繰り返さず、経緯の確認も素早く円滑に進み、対外的な信頼関係も向上します

公共交通政策の推進に積極的な自治体のコメント



長崎市

引継ぎ書の中に未決事項、提案事項、1年のスケジュールを記載しており、全員で漏れが無いように引継ぎ書を確認し、旧担当と新担当で確認を行っています。